

# 外航船舶への燃料積込手続に関する規制緩和が実現！ ～LNGバンカリングの普及に向けて前進～

横浜市は、外航船舶への燃料積込手続の効率化を求めて、財務省関税局に関税法に係る規制緩和を提案していましたが、この度、財務省関税局の関税法基本通達の改正により、本市の要望が実現することとなりましたのでお知らせいたします。

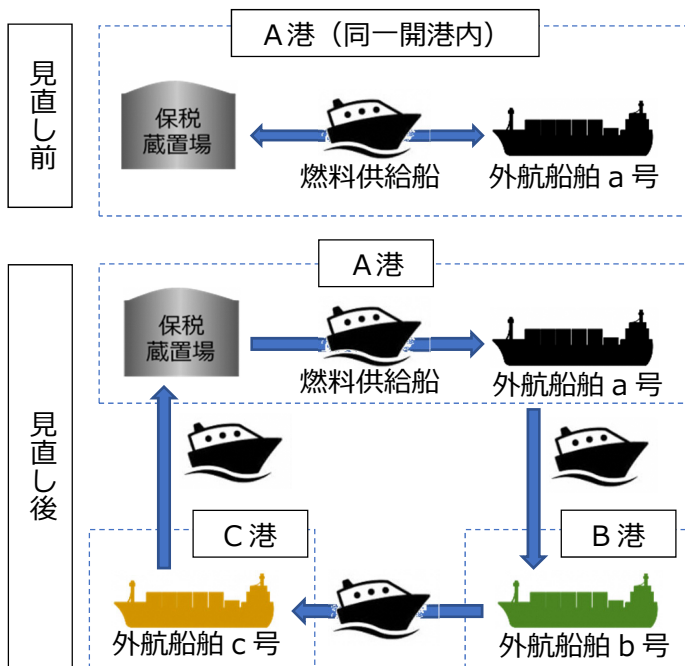
船舶燃料供給事業のあり方にも大きく影響する国際的な船舶からの排出ガス規制の強化が2020年1月に迫っていることから、2017年12月に横浜市は国家戦略特区制度を活用して、外航船舶への燃料積込手続に関する規制緩和を提案しました。

2018年1月に有識者からなる国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングが始まり、今後のLNGバンカリング拠点形成を見据えて、横浜川崎国際港湾株式会社と連携し、有識者委員から提示された課題に対応してきました。

その後、関税法を所管する財務省関税局と具体的な手続等について、横浜川崎国際港湾株式会社を中心に定期的に意見交換を続け、財務省関税局や横浜税関に多大な御尽力をいただき、提案内容が実現いたしました。

この規制緩和により、船舶燃料供給事業の活性化やLNGバンカリングの普及促進の効果が期待されます。

## 規制緩和の概要



■ 包括承認<sup>\*</sup>に係る運用（見直し前）  
 燃料供給船が燃料を特定の外航船舶（1隻）に対して、同一開港内で、一定期間内（最長1か月）に包括的に積込むことを認める。

※ 複数回の燃料積込を一括して承認すること。  
 従来は制約の厳しさから活用されず、1回の積込毎に承認する個別承認だけで運用されていた。

■ 包括承認に係る運用（見直し後）  
 燃料供給船が燃料を特定の複数の外航船舶に対して、複数の開港で、一定期間内（最長6か月）に包括的に積込むことを認める。  
 また、包括・個別を問わず船舶燃料供給に関する書類手続の一部省略も可能とした。

■ 詳細は税関ホームページをご覧ください。

<http://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu.htm>

## お問合せ先

（全般について） 港湾局政策調整課長 成田 公誠 Tel 045-671-2877  
 （提案の内容・調整経過について） 横浜川崎国際港湾株式会社 企画第二課長 中村 仁 Tel 045-680-6582  
 （国家戦略特区について） 経済局ライフイノベーション推進課担当課長 石津 雄一郎 Tel 045-671-3591